

聖籠町告示第27号

聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成31年聖籠町告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定義」を「意義」に改める。

第6条第2項中「2を乗じて得た枚数」を「3を乗じて得た枚数」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。